



住宅用火災警報器を設置していますか？

全ての寝室と階段(寝室が2階以上にある場合)に必ず設置してください。

- 全ての住宅で設置が義務付けられています。
- 県内の3割の住宅でまだ設置されていません。



台所、居間など火気を取り扱う場所への設置もお勧めします。

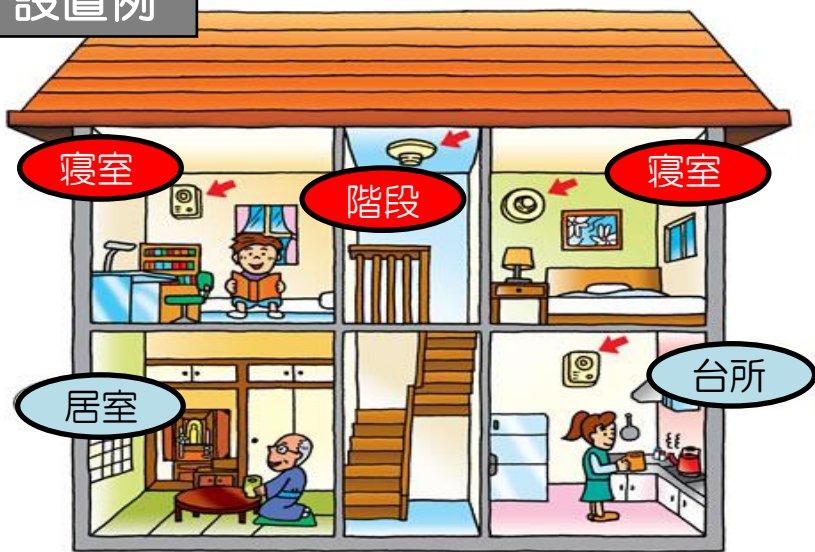
住宅用火災警報器がいのちを守っています。



火事です！
火事です！



設置例



- 必ず設置
- 設置をお勧め

台所には火災だけではなく、ガス漏れや不完全燃焼を1台で検知する複合型警報器がオススメです。

販売店

ガス事業者、ホームセンター、家電量販店 等

<お問い合わせ先>

村上市消防本部予防課(電話：0254-53-7222)